

	一連番号
--	------

平成\_\_年分の所得税の確定申告書付表 (上場株式等に係る譲渡損失の繰越用)

住所 (又は 事業所 事務所 居所など)	フリガナ 氏名
----------------------------------	------------

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の特例)の規定の適用を受ける方が、3年前の年分以後の株式等に係る譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すために使用するものです。

○ 本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

1 本年分の特定譲渡損失の金額の計算 (赤字の金額は、△を付けずに書きます。下の2も同じです。)

○ 「①株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

株式等に係る譲渡所得等の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「未公開分」及び「上場分」の⑨の金額の合計額)	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「上場分」の⑨の金額)	②	
特定譲渡損失の金額 (①の金額と②の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	③	

2 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額の計算

年分(※1)	前年から繰り越された ④ 株式等に係る譲渡損失 の金額	⑤ 本年分で差し引く株式等 に係る譲渡損失の金額(※2)	本年分で差し引くこと のできなかつた株式等に係 る譲渡損失の金額(④-⑤)
本年の3年前分 (平成__年分)	円	円	
本年の2年前分 (平成__年分)			④ 円
本年の前年分 (平成__年分)			⑤
翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額 (③+④+⑤)			⑥ 申告書第三表⑩へ

※1 平成19年分の申告では、「本年の3年前分」は平成16年分、「本年の2年前分」は平成17年分、「本年の前年分」は平成18年分になります。

※2 ⑤(本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額)は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の⑪の金額を限度として、④(前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額)のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署又は税務相談室におたずねください。

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

	一連番号
--	------

平成\_\_年分の所得税の確定申告書付表 (上場株式等に係る譲渡損失の繰越用)

住所 (又は 事業所 事務所 居所など)	フリガナ 氏名
----------------------------------	------------

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の特例)の規定の適用を受ける方が、3年前の年分以後の株式等に係る譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すために使用するものです。

○ 本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

1 本年分の特定譲渡損失の金額の計算 (赤字の金額は、△を付けずに書きます。下の2も同じです。)

○ 「①株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

株式等に係る譲渡所得等の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「未公開分」及び「上場分」の⑨の金額の合計額)	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「上場分」の⑨の金額)	②	
特定譲渡損失の金額 (①の金額と②の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	③	

2 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額の計算

年分	前年から繰り越された ④ 株式等に係る譲渡損失 の金額	⑤ 本年分で差し引く株式等 に係る譲渡損失の金額(※)	本年分で差し引くこと のできなかつた株式等に係 る譲渡損失の金額(④-⑤)
本年の3年前分	円	円	
本年の2年前分			④ 円
本年の前年分			⑤
翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額 (③+④+⑤)			⑥ 申告書第三表⑩へ

※ ⑤(本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額)は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の⑪の金額を限度として、④(前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額)のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署(資産税担当)又は税務相談室におたずねください。

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

一連番号

平成 年分の所得税の確定申告書付表 (特定投資株式に係る譲渡損失の繰越用)

住所 (又は事業所事務所居所など) フリガナ氏名

この付表は、租税特別措置法第37条の13の2第4項に規定する特定投資株式(いわゆるエンジェル税制の対象となる株式)に係る譲渡損失の繰越控除の特例の規定の適用を受ける方が、3年前の年分以後の株式等に係る譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すために使用するものです。

○ 本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の作成をしてください。

1 本年分の特定譲渡損失の金額の計算 (赤字の金額は、△を付けないで書きます。下の2も同じです。)

○ 「①株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合には、この欄の記載は要しません。

Table with 5 rows: 株式等に係る譲渡所得等の金額, 上場株式等に係る譲渡損失の金額, 特定投資株式の譲渡による損失の金額, 特定投資株式の価値喪失による損失の金額, 特定譲渡損失の金額

2 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額の計算

Table with 4 columns: 年分, A 前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額, B 本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額, 本年分で差し引くことのできなかった株式等に係る譲渡損失の金額

※1 平成19年分の申告では、「本年の3年前分」は平成16年分、「本年の2年前分」は平成17年分、「本年の前年分」は平成18年分になります。

※2 ⑧(本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額)は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の、「未公開分」の場合には⑫の金額を限度として、「上場分」の場合には⑬の金額を限度として、④(前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額)のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。

○ 特例の内容又は記載方法については、税務署又は税務相談室におたずねください。

一連番号

平成 年分の所得税の確定申告書付表 (特定投資株式に係る譲渡損失の繰越用)

住所 (又は事業所事務所居所など) フリガナ氏名

この付表は、租税特別措置法第37条の13の2第4項に規定する特定投資株式(いわゆるエンジェル税制の対象となる株式)に係る譲渡損失の繰越控除の特例の規定の適用を受ける方が、3年前の年分以後の株式等に係る譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すために使用するものです。

○ 本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の作成をしてください。

1 本年分の特定譲渡損失の金額の計算 (赤字の金額は、△を付けないで書きます。下の2も同じです。)

○ 「①株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合には、この欄の記載は要しません。

Table with 5 rows: 株式等に係る譲渡所得等の金額, 上場株式等に係る譲渡損失の金額, 特定投資株式の譲渡による損失の金額, 特定投資株式の価値喪失による損失の金額, 特定譲渡損失の金額

2 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額の計算

Table with 4 columns: 年分, A 前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額, B 本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額, 本年分で差し引くことのできなかった株式等に係る譲渡損失の金額

※ ⑧(本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額)は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の、「未公開分」の場合には⑫の金額を限度として、「上場分」の場合には⑬の金額を限度として、④(前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額)のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。

○ 特例の内容又は記載方法については、税務署(資産税担当)又は税務相談室におたずねください。

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

税務署長 殿

平成 年分 特定上場株式等非課税適用選択申告書

平成 年 月 日

住所 〒	フリガナ	氏名	生年月日	明・大・昭・平 業	職業
前回提出時の住所	電話番号 (連絡先)	電話番号 (連絡先)	月 日	・	

私は、租税特別措置法第37条の14第1項の規定による特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の適用を受ける上場株式等の譲渡として、次のものを選択して、非課税の適用を受けます。

No.	譲渡をした上場株式等				譲渡の直前に有する上場株式等のうち平成14年12月31日以前に取得した数			譲渡の直前に有する上場株式等のうち平成14年12月31日以後に取得した数			特定取得株式等のうち非課税の特例の適用を受けていないもの		⑦のうち④の期間内に取得した上場株式等の数		⑧譲渡をした特定上場株式等の数		非課税の適用を選択する特定上場株式等	
	年月日	種類	銘柄	①譲渡した数を 株(口)	②譲渡直前における保有数 株(口)	③平成15年1月1日以後に取得した数 株(口)	④差引 (②-③)	⑤数	取 年 月 日	⑥単 価 円	株(口)	株(口)	株(口)	株(口)	株(口)	株(口)	株(口)	取得の 価 額 円 (⑥×⑧)
・																		
・																		
・																		
・																		
・																		
・																		
・																		
・																		
・																		
・																		

④及び⑤欄の数のうち、いずれか少ない数を⑦に記載します。 ⑧及び⑨欄の数のうち、いずれか少ない数を⑩欄に記載します。

非課税の適用を選択する特定上場株式等の「取得対価の額」の合計額 (⑬欄の金額を限度とします。)

(摘要)	非課税適用購入限度額	⑩ 限度額の上限 円	既に非課税を適用した額	⑪ 17年分 円	⑫ 18年分 円	⑬本年分の非課税適用購入限度額 (⑩-⑪-⑫) 円
		10,000,000				

※ この申告書を提出する場合は、特定上場株式等の取得対価の額を証する書類の添付が必要です。

この欄には書かないでください。

通信日付印の年月日 確認印

年 月 日

番 号

改正前

税務署長 殿

平成 年分 特定上場株式等非課税適用選択申告書

平成 年 月 日

住所 〒	フリガナ	氏名	生年月日	明・大・昭・平 業	職業
前回提出時の住所	電話番号 (連絡先)	電話番号 (連絡先)	月 日	・	

私は、租税特別措置法第37条の14第1項の規定による特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の適用を受ける上場株式等の譲渡として、次のものを選択して、非課税の適用を受けます。

No.	譲渡をした上場株式等				譲渡の直前に有する上場株式等のうち平成14年12月31日以前に取得した数			譲渡の直前に有する上場株式等のうち平成14年12月31日以後に取得した数			特定取得株式等のうち非課税の特例の適用を受けていないもの		⑦のうち④の期間内に取得した上場株式等の数		⑧譲渡をした特定上場株式等の数		非課税の適用を選択する特定上場株式等	
	年月日	種類	銘柄	①譲渡した数を 株(口)	②譲渡直前における保有数 株(口)	③平成15年1月1日以後に取得した数 株(口)	④差引 (②-③)	⑤数	取 年 月 日	⑥単 価 円	株(口)	株(口)	株(口)	株(口)	株(口)	株(口)	取得の 価 額 円 (⑥×⑧)	
・																		
・																		
・																		
・																		
・																		
・																		
・																		
・																		
・																		
・																		

④及び⑤欄の数のうち、いずれか少ない数を⑦に記載します。 ⑧及び⑨欄の数のうち、いずれか少ない数を⑩欄に記載します。

非課税の適用を選択する特定上場株式等の「取得対価の額」の合計額 (⑬欄の金額を限度とします。)

(摘要)	非課税適用購入限度額	⑩ 限度額の上限 円	既に非課税を適用した額	⑪ 17年分 円	⑫ 18年分 円	⑬本年分の非課税適用購入限度額 (⑩-⑪-⑫) 円
		10,000,000				

※ この申告書を提出する場合は、特定上場株式等の取得対価の額を証する書類の添付が必要です。

この欄には書かないでください。

通信日付印の年月日 確認印

年 月 日

番 号

改正後

### 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

【平成\_\_年分】

番 号

( この明細書は、株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算用として使用するものです。「株式等の譲渡所得等の申告のしかた(記載例)」を参考に、取引報告書などに基づいて記載してください。 )

住 所 (前住所) ( )	フリガナ 氏 名
電話番号 (連絡先)	職業
	関与税理士名 (電 話) ( )

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

#### 1 所得金額の計算

		未公開分	上 場 分
収 入 金 額	譲渡による収入金額 ①	円	円
	その他の収入 ②		
	小 計(①+②) ③	申告書第三表⑨へ	申告書第三表⑩へ
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費(取得価額) ④		
	譲渡のための委託手数料 ⑤		
		⑥	
	小計(④から⑥までの計) ⑦		
特定管理株式のみなし譲渡損失の金額(△を付けないで書いてください。) ⑧			
差引金額(③-⑦-⑧) ⑨			
特定投資株式の取得に要した金額の控除(※1)(⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。) ⑩			
所得金額(⑨-⑩)(赤字の場合は0と書いてください。) ⑪		申告書第三表⑪へ	申告書第三表⑫へ
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額(※2) ⑫		申告書第三表⑬へ	申告書第三表⑭へ
繰越控除後の所得金額(※3)(⑪-⑫) ⑬		申告書第三表⑮へ	申告書第三表⑯へ

(注) 上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、「未公開分」に記載します。

※1 ⑩欄の金額は、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」、「未公開分」の順に、⑨欄の金額を限度として控除します。

※2 ⑫欄の金額は、⑪欄の金額が0の場合には記載しません。本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の繰越用)」の2④欄の合計額を、「未公開分」、「上場分」の順に、⑪欄の金額を限度として控除します。

※3 ⑬欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑳欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

特例適用条文 措法\_\_条の\_\_  
措法\_\_条の\_\_

整理欄

(平成19年分以降用)

### 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

【平成\_\_年分】

番 号

( この明細書は、株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算用として使用するものです。「株式等の譲渡所得等の申告のしかた(記載例)」を参考に、取引報告書などに基づいて記載してください。 )

住 所 (前住所) ( )	フリガナ 氏 名
電話番号 (連絡先)	職業
	関与税理士名 (電 話) ( )

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

#### 1 所得金額の計算

		未公開分	上 場 分
収 入 金 額	譲渡による収入金額 ①	円	円
	その他の収入 ②		
	小 計(①+②) ③	申告書第三表⑨へ	申告書第三表⑩へ
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費(取得価額) ④		
	譲渡のための委託手数料 ⑤		
		⑥	
	小計(④から⑥までの計) ⑦		
特定管理株式のみなし譲渡損失の金額(△を付けないで書いてください。) ⑧			
差引金額(③-⑦-⑧) ⑨			
特定投資株式の取得に要した金額の控除(※1)(⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。) ⑩			
所得金額(⑨-⑩)(赤字の場合は0と書いてください。) ⑪		申告書第三表⑪へ	申告書第三表⑫へ
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額(※2) ⑫		申告書第三表⑬へ	申告書第三表⑭へ
繰越控除後の所得金額(※3)(⑪-⑫) ⑬		申告書第三表⑮へ	申告書第三表⑯へ

(注) 上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、「未公開分」に記載します。

※1 ⑩欄の金額は、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」、「未公開分」の順に、⑨欄の金額を限度として控除します。

※2 ⑫欄の金額は、⑪欄の金額が0の場合には記載しません。本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の繰越用)」の2④欄の合計額を、「未公開分」、「上場分」の順に、⑪欄の金額を限度として控除します。

※3 ⑬欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑳欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署(資産税担当)におたずねください。

特例適用条文 措法\_\_条の\_\_  
措法\_\_条の\_\_

整理欄

(平成18年分以降用)

「上場分」の⑨欄が赤字の場合で、譲渡損失の繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税の確定申告書付表」も記載してください。

2 面

2 「上場株式等の取得費の特例」の適用を受ける上場株式等の明細

譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先(金融商品取引業者等)の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得年月日	特例を適用した取得費の額	その譲渡直前の株式等の所有状況	
							③ その株式等の全所有株式数	④ うち、平成13年10月1日以後に取得した株式数
..		株(口)		円	..	円	株(口)	株(口)
					(..)			
..					..			
					(..)			
..					..			
					(..)			
..					..			
					(..)			

【参考】 その他の譲渡した主な株式等の明細

区分	譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先(金融商品取引業者等)の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得年月日
未公開分 上場分	..		株(口)		円	..
						(..)
未公開分 上場分	..					..
						(..)
未公開分 上場分	..					..
						(..)
未公開分 上場分	..					..
						(..)
未公開分 上場分	..					..
						(..)

※ 「区分」欄は、未公開株式等については「未公開分」、上場株式等については「上場分」のいずれか当てはまるものを○で囲んでください。

2 面

2 「上場株式等の取得費の特例」の適用を受ける上場株式等の明細

譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先(証券会社)の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得年月日	特例を適用した取得費の額	その譲渡直前の株式等の所有状況	
							③ その株式等の全所有株式数	④ うち、平成13年10月1日以後に取得した株式数
..		株(口)		円	..	円	株(口)	株(口)
					(..)			
..					..			
					(..)			
..					..			
					(..)			
..					..			
					(..)			

【参考】 その他の譲渡した主な株式等の明細

区分	譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先(証券会社)の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得年月日
未公開分 上場分	..		株(口)		円	..
						(..)
未公開分 上場分	..					..
						(..)
未公開分 上場分	..					..
						(..)
未公開分 上場分	..					..
						(..)
未公開分 上場分	..					..
						(..)

※ 「区分」欄は、未公開株式等については「未公開分」、上場株式等については「上場分」のいずれか当てはまるものを○で囲んでください。

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書  
(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)

【平成 年分】

番 号

この明細書は、租税特別措置法第29条の2に規定する特定権利行使株式（いわゆる税制適格ストック・オプションにより取得した株式）又は租税特別措置法第37条の13の2及び同法第37条の13の3に規定する特定投資株式（いわゆるエンジェル税制の対象となる株式）を譲渡した方が使用するものです。

住所、フリガナ氏名、電話番号、職業、関与税理士名

1 所得金額の計算

(単位：円)

Main calculation table with columns for Unpublished, Specific Rights, Public, and Specific Investment shares, and rows for Income, Expenses, and Net Income.

(注) 上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、「未公開分」に記載します。
※1 ⑪欄の金額は、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」（「公開等特定株式分」とそれ以外の上場分がある場合には、先に「公開等特定株式分」から控除します。）、「未公開分」の順に、⑩欄の金額を限度として控除します。
※2 ⑭欄の金額は、⑫欄の金額が0の場合には記載しません。
※3 ⑮欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑮欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

整理欄

(平成 19 年分以降用)

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書  
(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)

【平成 年分】

番 号

この明細書は、租税特別措置法第29条の2に規定する特定権利行使株式（いわゆる税制適格ストック・オプションにより取得した株式）又は租税特別措置法第37条の13の2及び同法第37条の13の3に規定する特定投資株式（いわゆるエンジェル税制の対象となる株式）を譲渡した方が使用するものです。

住所、フリガナ氏名、電話番号、職業、関与税理士名

1 所得金額の計算

(単位：円)

Main calculation table with columns for Unpublished, Specific Rights, Public, and Specific Investment shares, and rows for Income, Expenses, and Net Income.

(注) 上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、「未公開分」に記載します。
※1 ⑪欄の金額は、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」（「公開等特定株式分」とそれ以外の上場分がある場合には、先に「公開等特定株式分」から控除します。）、「未公開分」の順に、⑩欄の金額を限度として控除します。
※2 ⑭欄の金額は、⑫欄の金額が0の場合には記載しません。
※3 ⑮欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑮欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署（資産税担当）におたずねください。

整理欄

(平成 18 年分以降用)

2面

2 「上場株式等の取得費の特例」の適用を受ける上場株式等の明細

譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先(金融商品取引業者等)の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得年月日	特例を適用した取得費	その譲渡直前の株式等の所有状況	
							① 全株式	② うち、平成13年10月1日以後に取得した株式数
..		株(口)		円	..	円	株(口)	株(口)
..					..			
..					..			
..					..			

3 特定投資株式の価値喪失の金額の計算

① 特定残株数	② 1株当たりの取得費	③ 特定投資株式の価値喪失の金額(①×②)
株	円	円

(注) ①及び②は、「株式の異動明細書」の「異動事由」欄の清算終了等の直前の特定残株数と、そのときにおける1株当たりの取得費を転記してください。

4 公開等特定株式に該当する株式数の計算 【譲渡の日： 年 月 日】

① 譲渡の時の直前の特定残株数	株
② 平成12年4月1日から譲渡の日の3年前の日の前日(取得期間)までに払込みにより取得した株式数	株
③ 公開等特定株式に該当する株式数(①又は②のいずれか少ない株式数)	株

(注) 1 「譲渡の時の直前の特定残株数」は、譲渡の時の直前における「株式の異動明細書」の「⑦特定残株数」欄の株式数を記載してください。  
 2 「平成12年4月1日から譲渡の日の3年前の日の前日(取得期間)までに払込みにより取得した株式数」は、既に「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例」の適用を受けた株式数を除きます。  
 3 公開等特定株式に該当する株式について、譲渡した株式数が③の株式数を上回る場合には、③の株式数が公開等特定株式に該当する株式数の上限となりますので、1面「上場分」の「内、公開等特定株式分」には、③の株式数に相当する金額のみ記載してください。

5 公開等特定株式に係る所得金額の計算

「1 所得金額の計算」⑫欄(所得金額)がA≥Bの場合	(A-(B÷2))	「1 所得金額の計算」⑬欄へ
「1 所得金額の計算」⑫欄(所得金額)がA<Bの場合	(A÷2)	「1 所得金額の計算」⑬欄へ

【参考】その他の譲渡した主な株式等の明細 (上記2,3及び4に記載した株式等以外の株式について記載してください。)

区分	譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先(金融商品取引業者等)の所在地・名称等(※)	譲渡による収入金額	取得年月日
未公開分 上場分	..		株(口)		円	..
未公開分 上場分	..					..
未公開分 上場分	..					..

※ 特定権利行使株式に係る保管の委託の解約等があった場合のみなし譲渡課税が行われたときは、次の事由を、この欄に( )書きで記載してください。  
 (事由) 保管委託の解約、保管委託の終了、管理等信託の解約、管理等信託の終了、贈与、相続、遺贈、低額譲渡

○ 特例の内容又は記載方法については、税務署又は税務相談室におたずねください。

2面

2 「上場株式等の取得費の特例」の適用を受ける上場株式等の明細

譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先(証券会社)の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得年月日	特例を適用した取得費	その譲渡直前の株式等の所有状況	
							① 全株式	② うち、平成13年10月1日以後に取得した株式数
..		株(口)		円	..	円	株(口)	株(口)
..					..			
..					..			
..					..			

3 特定投資株式の価値喪失の金額の計算

① 特定残株数	② 1株当たりの取得費	③ 特定投資株式の価値喪失の金額(①×②)
株	円	円

(注) ①及び②は、「株式の異動明細書」の「異動事由」欄の清算終了等の直前の特定残株数と、そのときにおける1株当たりの取得費を転記してください。

4 公開等特定株式に該当する株式数の計算 【譲渡の日： 年 月 日】

① 譲渡の時の直前の特定残株数	株
② 平成12年4月1日から譲渡の日の3年前の日の前日(取得期間)までに払込みにより取得した株式数	株
③ 公開等特定株式に該当する株式数(①又は②のいずれか少ない株式数)	株

(注) 1 「譲渡の時の直前の特定残株数」は、譲渡の時の直前における「株式の異動明細書」の「⑦特定残株数」欄の株式数を記載してください。  
 2 「平成12年4月1日から譲渡の日の3年前の日の前日(取得期間)までに払込みにより取得した株式数」は、既に「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例」の適用を受けた株式数を除きます。  
 3 公開等特定株式に該当する株式について、譲渡した株式数が③の株式数を上回る場合には、③の株式数が公開等特定株式に該当する株式数の上限となりますので、1面「上場分」の「内、公開等特定株式分」には、③の株式数に相当する金額のみ記載してください。

5 公開等特定株式に係る所得金額の計算

「1 所得金額の計算」⑫欄(所得金額)がA≥Bの場合	(A-(B÷2))	「1 所得金額の計算」⑬欄へ
「1 所得金額の計算」⑫欄(所得金額)がA<Bの場合	(A÷2)	「1 所得金額の計算」⑬欄へ

【参考】その他の譲渡した主な株式等の明細 (上記2,3及び4に記載した株式等以外の株式について記載してください。)

区分	譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先(証券会社)の所在地・名称等(※)	譲渡による収入金額	取得年月日
未公開分 上場分	..		株(口)		円	..
未公開分 上場分	..					..
未公開分 上場分	..					..

※ 特定権利行使株式に係る保管の委託の解約等があった場合のみなし譲渡課税が行われたときは、次の事由を、この欄に( )書きで記載してください。  
 (事由) 保管委託の解約、保管委託の終了、管理等信託の解約、管理等信託の終了、贈与、相続、遺贈、低額譲渡

○ 特例の内容又は記載方法については、税務署(資産税担当)又は税務相談室におたずねください。